



海外出国する場合の住民税の注意点

第163回

高橋さん：みらい先生、こんにちは。

みらい：こんにちは。高橋さんはシンガポールに転勤されるそうですね。

高橋さん：はい。今年の12月から1年半の予定ですが、プロジェクトの進捗によっては、出国が年明けになるかもしれません。出国が年内か年明けかによって、住民税の取り扱いが異なると聞いたのですが。

みらい：はい。住民税は「前年の所得」に対し課税される税金で、その年の1月1日に日本に居住しているか否かで、その年の納税義務が決まります。

ですから、平成26年12月31日に出国すれば平成27年度の住民税の納税義務はありませんが、平成27年1月1日に出国すれば、その年の1月1日に日本に居住していることになり、納税義務を負うこととなります。

高橋さん：出国が1日違うだけでも住民税の支払いが随分と異なるのですね。

みらい：そうですね。ただし、海外勤務期間が1年未満の場合には、原則として国内に住所がある「居住者」として扱われ、1月1日現在海外に居住していても、住民税が課税されることになっています。

高橋さん：出国に際して手続きすることはありますか。

みらい：海外勤務期間が1年以上の予定であれば、現在お住まいの市区町村に「海外転出届」を提出して下さい。そして、現在納付中の住民税の精算を行う必要があります。

高橋さん：現在課税されている住民税については、会社で毎月の給与から天引き納付していますが、確か、翌年の5月まで分割納付することになっていたと思います。

みらい：そうです。その場合、勤務先で残りの税額を「一括徴収」する方法で精算すると便利です。

もし、一括徴収できない場合には、納税者本人が納付書で未納分をまとめて納付するか、または納税管理人を指定して、納税事務を代行してもらうこととなります。

高橋さん：赴任中の年の住民税はどうなりますか。

みらい：平成26年中に出国した場合、平成27年度

は所得に対する住民税は課税されませんが、国内に事務所、事業所又は家屋敷を有する場合には、均等割が課税されます。

高橋さん：帰国した年はどうなりますか。

みらい：1月1日現在、国内に住所がありませんので、住民税は課税されません。帰国の翌年以降、住民税が課税されることとなります。

高橋さん：納税管理人は誰にしたら良いのでしょうか。

みらい：納税管理人は、納税者本人を代理して、納税に関する手続きを行います。一般的にはご家族を指名される方が多いですが、税理士や会社に依頼することも可能です。

高橋さん：よくわかりました。ありがとうございます。

		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
		1/1	1/1	1/1	1/1
1年以上の赴任	年末	出国		帰国	
	年初		出国	帰国	
1年未満の赴任		出国	帰国		

■ の年分は、所得に係る住民税がかからない。
 — : 日本に居住
 : 日本に非居住

< 筆者紹介 >

みらいコンサルティンググループ
 みらいコンサルティング株式会社
 税理士法人みらいコンサルティング
 社会保険労務士法人みらいコンサルティング
 Reanda MC 国際公認会計士共同事務所
 霞が関司法書士事務所
 〒100-6004
 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビル4階
 TEL : 81-3-3519-3970 (代)
 FAX : 81-3-3519-3971
 URL : <http://www.miraic.jp/>